Web 年金広報
2026年 10
Vol.163（通巻808）

発行所 特定非営利活動法人 年金・福祉推進協議会
〒101-0047
東京都千代田区内神田 2-15-9 The Kanda 282 9F
TEL:03-5209-1281 FAX:03-3256-8928
https://www.npo-nenkin.jp
E-mail：info@npo-nenkin.jp

Topics｜トピックス

- 勤務時間が短い正規型労働者として使用される個人事業主等の被保険者資格の取扱いについて
- 10月1日より保険料調整制度が施行
- 療養、育児、介護により報酬が急減した人の特例措置について
- 日本年金機構チャットボットに「国民年金保険料の育児免除制度」を搭載
- 日本国籍を有しない人のフリガナ氏名の取り扱いについて
- 社会保険料の電子納付を推奨～「日本年金機構からのお知らせ」9月号～
- 2026年7月末現在の国民年金の月次保険料納付率は3年経過納付率（最終的な納付率）で85.4%

◆勤務時間が短い正規型労働者として使用される個人事業主等の被保険者資格の取扱いについて

厚生労働省は9月14日、勤務時間が短い正規型労働者として事業所に使用されている個人事業主等に係る被保険者資格の取扱いについて広報し、全国健康保険協会理事長、健康保険組合理事長、日本年金機構理事長へ通知を発出した。

現在、個人事業主等を勤務時間が短い正規型労働者として使用し、健康保険等の被保険者資格取得届を届け出る一方で、この個人事業主等から会費等と称して報酬を上回る額を支払わせているなど、その使用関係や業務の実態に疑義がある事業所が存在している。この度、厚生労働省は、このような個人事業主に係る健康保険等の被保険者資格の取扱いを明確にした。

【勤務時間が短い正規型労働者として使用される個人事業主等の被保険者資格の取扱い】

健康保険等の被保険者資格の取扱いについて判断が必要な、事業所と労働者との間の常用的使用関係の有無については、労働者の労働日数、労働時間、就労形態、勤務内容など、就労の実態に照らして個別具体的に総合的に判断することになっている。その上で、勤務時間が短い正規型労働者が以下の①及び②のいずれにも該当する場合は、不適切に国民健康保険及び国民年金の適用を免れ、通常よりも低い保険料で健康保険等の被保険者資格を取得している可能性がある。この場合は事業所と常用的使用関係にあるとは言えないため、原則として、被保険者資格を有さないものとして取り扱うものであることを明確に示した。

また、①または②のいずれかに該当すると認められる場合は、就労の実態に照らして、個別具体的に常用的使用関係の有無を総合的に判断する。

①　報酬が業務の対価として経常的な支払いとは認められない場合

勤務時間が短い正規型労働者が事業所に対して、労働者として受け取る報酬を上回る額の会費等を支払っている場合、実質的に業務の対価に見合った報酬を受けておらず、業務の対価としての経常的な支払いがあるものとは言えない。従って、原則として、事業所との間に常用的使用関係があるとは認められない。

＜例：事業所との間に常用的使用関係があると認められない場合＞

・個人事業主等として自らが行う業務を第三者に委託等し、この第三者である事業所に使用される形で業務を行い、実質的に自らが支払った委託費等が報酬となっている場合。
・会費等が報酬と同額また下回っている場合でも、事業所に支払う会費等の額が労働者として受け取る報酬の額の多くを占めていることが常態化している場合。
・個人事業主等から事業所の関連法人等へ会費等を支払わせている場合であっても、会費等の支払いが事業所の労働者となる上での実質的な条件となっており、事業所とその関連法人等の間で単に資金を移動させているにすぎないことが想定されるなど、これらを同一事業所として取り扱うべきと認められる場合。

②　業務が経常的な労務の提供と認められない場合

⑴　勤務時間が極端に短い場合

1週間または1月間の労働時間が極端に短い場合は、一般的に経常的な労務の提供を行っているとは言い難く、事業所との間に常用的使用関係があると認められない可能性がある。

⑵　業務の内容や目的が、以下のいずれかであると認められる場合

・単なる知識向上のためのアンケートへの回答や勉強会への参加等、その業務の実態が単なる自己研さんに過ぎないもの。

・個人事業主等としての活動に係る活動報告や情報共有、事業所の事業の紹介等についての単なる協力やお願い等が事業所内での具体的な指揮命令に基づくものでなく、経常的に労務を提供しているとは言い難いものや、形式的な業務に過ぎないと認められるもの。

・労働者相互間の研さん、業務の互助的な紹介等、労働者の相互互助的な連携に過ぎないもの

・個人事業主等として行っている事業活動そのものやそれに付随する活動を、形式的にそのまま事業所の業務としているもの。

・その他業務の内容・実質が乏しく、報酬、労働日数、労働時間、就労形態など、就労の実態が、単に不適切に健康保険等の被保険者資格を取得するための形式的な業務に過ぎないと認められるもの。

◆10月1日より保険料調整制度が施行

2026年10月1日より保険料調整制度が施行された。この制度は、新たに健康保険・厚生年金保険の加入対象となる短時間労働者が就業調整せずに働けるよう、2026年10月以降に任意特定適用事業所となった事業所や、2027年10月以降の適用拡大により特定適用事業所となった事業所等の事業主が、被保険者の健康保険料・厚生年金保険料を一時的に一部追加負担することで、通算3年間、標準報酬月額が12.6万円以下の短時間労働者の健康保険料・厚生年金保険料の負担を軽減できる制度である（**図1**）。

事業主は軽減分を一時的に負担することとなるが、一定期間経過後に追加負担分を還付（3か月後の保険料額から追加負担分を差し引き）するため、最終的に事業主が納付する保険料の増加はない。また、被保険者が将来受け取る年金額にも影響はない。なお、事業主の申出で、途中で制度の利用をやめることはできない。また、利用開始後、申出期限内に対象被保険者が0人となった場合、被保険者が0人となった月から制度利用が自動的に停止する。

＜図1＞　標準報酬月額が88,000円の被保険者に保険料調整制度を利用した場合のイメージ（額は実際の額とは異なる）

【対象となる事業所】

① 2026年10月1日～2035年9月30日までに任意特定適用事業所となった事業所
② 2027年10月1日以降の社会保険の適用拡大により特定適用事業所となった事業所
③ 任意適用事業所のうち2027年10月1日～2035年9月30日までに厚生年金保険の被保険者数が51人以上となったことで、特定適用事業所となった個人事業所
④ 2035年10月1日以降、任意適用事業所となった個人事業所

※ 申出期間はそれぞれ適用事業所となった日から2年を経過した日が属する月の前月まで。②については、事業所の規模により異なる。

※ ①～④のいずれかに該当する事業所であっても、以下のいずれかの条件に該当する場合は、保険料調整制度の対象外となる。
・2026年10月1日時点ですでに、特定適用事業所（任意特定適用事業所を含む）となっている事業所
・上記①～④のいずれかに該当する前に、被保険者数が常時51人以上となった事業所

【対象となる被保険者】

短時間労働者として健康保険・厚生年金保険に加入する被保険者のうち、標準報酬月額が12.6万円以下の被保険者。

【保険料軽減の計算】

以下の式により計算する。保険料軽減額に端数が生じた場合は、小数点第一位を四捨五入する。なお、賞与にかかる保険料、介護保険料、子ども・子育て支援金は、保険料調整制度の対象外。

保険料軽減額　＝　標準報酬月額　×　保険料　×保険料軽減割合（表1）

＜表1＞　標準報酬月額ごとの保険料軽減割合

標準報酬月額	制度利用1～2年目の軽減割合	制度利用3年目の軽減割合
～ 88,000円	25%	12.5%
98,000円	20%	10%
104,000円	14%	7%
110,000円	9%	4.5%
118,000円	5%	2.5%
126,000円	2%	1%

【利用期間】

事業所が制度の利用を申し出た月から通算3年間が経過する月まで、対象となる被保険者の保険料負担が軽減される（図2）。

＜図2＞　対象となる被保険者が負担する保険料のイメージ
（保険料額は実際の額とは異なる）

◆療養、育児、介護により報酬が急減した人の特例措置について

健康保険及び厚生年金保険に係る標準報酬月額の保険者算定の特例

療養・育児・介護と仕事の両立を支援するため、勤務時間の短縮などの就労調整で報酬が急減した人（以下、報酬急減者）の健康保険・厚生年金保険における標準報酬月額を特例的に改定する措置が2027年1月1日から開始される。このような報酬急減者について現状では、標準報酬月額が従前の標準報酬月額に比べて2等級以上低下した場合であっても、現状では通常の随時改定の取扱いとなる。そのため、標準報酬月額が改定されるまでには、固定的賃金の変動があった月から3か月を要し、それまでの間、従前の標準報酬月額が維持されることになる。2027年1月1日以降の特例措置では、就労調整の結果として標準報酬月額が2等級以上低下した場合には、通常の随時改定の取扱いによることなく、より速やかに、現状に適合した形で、標準報酬月額が改定される。固定的賃金の変動の有無は問わない。

【対象者】

健康保険・厚生年金保険被保険者及び厚生年金保険70歳以上被用者のうち、次のいずれにも該当する人。

① 療養等と仕事を両立するための就労調整が行われていること。

② 当該就労調整により報酬が急減し、急減後の報酬の総額を基にした標準報酬月額が、従前の標準報酬月額に比べて2等級以上低下し、かつその状態が3か月以上続くことが予め見込まれること。

③ 特例措置による改定を行うことについて、対象者が書面で同意していること。

療養、育児または介護について

療養：被保険者本人が傷病の治療もしくはこれに準ずる措置を受ける場合、または家族の傷病の治療等に伴い被保険者が看護等の必要な対応をする場合

育児：被保険者の小学校就学前の子を被保険者が養育する場合

介護：介護保険法に基づく要介護認定または要支援認定を受けている家族を被保険者が介護する場合

【手続き】

適用事業所の事業主が下記必要書類を、日本年金機構の事務センターまたは年金事務所（健康保険組合が管掌する健康保険については、同時に当該健康保険組合）に提出する。

（必要書類）●「被保険者標準報酬月額変更届」
●「申立書兼同意書」（事業主の申立と被保険者の同意）

【留意点】

・特例措置による改定後であっても、通常の随時改定を行う場合には、「被保険者標準報酬月額変更届」の提出が必要となる。

・特例措置による改定後であっても、定時決定を行うための「被保険者標準報酬月額算定基礎届」の提出が必要となる。ただし、通常の定時決定と同様、7月・8月・9月に随時改定または特例措置による改定が行われる場合には、定時決定の対象外となる。

厚生年金基金の標準給与の保険者算定の特例

厚生年金基金の給付や掛金の基礎となる報酬標準給与の保険者算定についても、報酬急減者に係る給与の額及び標準給与の具体的な取扱いは、上記の「厚生年金保険に係る標準報酬月額の保険者算定の特例」に準じる。

確定給付企業年金において加入者の給与の額として厚生年金保険の標準報酬月額を用いている場合は、必ずしも同じ取扱いとする必要はないものの、上記の「厚生年金保険に係る標準報酬月額の保険者算定の特例」を参照する。

◆日本年金機構チャットボットに「国民年金保険料の育児免除制度」を搭載

9月11日から、日本年金機構はねんきんチャットボットで「国民年金保険料の育児免除制度」の案内を開始した。育児免除制度の対象者の条件、免除される期間等、様々な質問に対し、チャット形式で回答する（**図3**）。

＜図3＞　「育児期間中の保険料」でよくある質問

◆日本国籍を有しない人のフリガナ氏名の取り扱いについて

厚生年金保険の資格を取得する際や被扶養者の認定を受ける際は、国籍を問わずフリガナ氏名を日本年金機構に届け出る必要があるが、10月1日から、日本国籍を有しない人のフリガナ氏名の取り扱いが変更された。

【これまでの取り扱いと問題点】

これまでは、「資格取得届」についてマイナンバーまたは基礎年金番号、生年月日、性別、住所、漢字氏名（該当者のみ）に加え、フリガナ氏名を記載する必要があった。日本年金機構では届出の内容と住民基本台帳上の情報を突合し、本人と特定したうえで資格取得の決定を行っている。しかし、日本国籍を有しない人のうち、フリガナ氏名以外は合致するものの、フリガナ氏名のみ合致せず本人と特定できないケースがあった。

【10月1日以降の取り扱い】

資格取得届に記載された内容と住民基本台帳上の情報を突合した結果、フリガナ氏名のみ合致しない場合は次の取り扱いとする。

1. **入国後、初めて年金制度に加入し厚生年金保険の資格を取得する人（個人番号は持っているが、基礎年金番号を持っていない人）について**

   従来どおり資格取得届に加えて「厚生年金保険被保険者　ローマ字氏名届」の提出を受け、「厚生年金保険被保険者　ローマ字氏名届」に記載されたローマ字氏名と住民基本台帳上の情報との突合を行う。ローマ字氏名が合致する場合は本人と特定し、資格取得届に記載されたフリガナ氏名を基に資格取得の決定を行う。

2. **転職等によって厚生年金保険の資格を再取得する人**

   ローマ字氏名が確認できる書類（在留カードやパスポートのコピー、個人番号の記載がない住民票（コピー不可）など）が提出された場合は、提出された書類のローマ字氏名と住民基本台帳上の情報との突合を行う。ローマ字氏名が合致する場合は本人と特定し、資格取得届に記載されたフリガナ氏名を基に資格取得の決定を行う。

◆社会保険料の電子納付を推奨～「日本年金機構からのお知らせ」9月号～

日本年金機構は9月16日、ホームページ内の「日本年金機構からのお知らせ」9月号において、社会保険料を納入告知書（納付書）で納付している事業主に対して、電子納付（Pay-easy）の利用を呼び掛けた。

電子納付（Pay-easy）の3つのメリット

① ネットバンキングまたは金融機関のATM（Pay-easy対応）で完結！
② 深夜・早朝・土日も手続き可能！
③ 振込手数料は原則不要！

なお、「日本年金機構からのお知らせ」9月号には、上記以外に「現物給与価額の改正で、報酬が大幅に変わるときは、月額変更届の届出が必要な場合があります」「外国籍の方が資格取得する際にローマ字氏名を確認する場合があります」「外国籍従業員の国民年金加入期間にかかる手続きについて」が掲載された。

◆2026年7月末現在の国民年金の月次保険料納付率は3年経過納付率（最終的な納付率）で85.4%

厚生労働省は9月25日、2026年7月末現在の国民年金保険料の納付率を公表した。

【2023年7月分の納付率】（3年経過納付率）

対前年同期比0.3ポイント増の85.4%であった。3年経過納付率は最終的な納付率の状況を示すものとなっている。納付対象月数は764万月で、納付月数は653万月。

【2024年7月分の納付率】（2年経過納付率）

対前年同期比3.3ポイント増の86.1%であった。納付対象月数は749万月で、納付月数は645万月。

【2025年7月分の納付率】（1年経過納付率）

1年経過納付率は83.7%であった。納付対象月数は742万月で、納付月数は621万月。

なお、都道府県別に見ると、納付率が最も高いのは、3年経過納付率、2年経過納付率、1年経過納付率ともに新潟県で、それぞれ92.6%、93.0%、91.3%となった。